

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 晴陽会

基本理念

「施設は利用者のために… 法人は地域のために…」

私たちは「寄り添う」ことから始める。辛さや痛みを共感し、「安心感」と「心の笑顔」を第一に支援を行う。

法人の事業

【第一種社会福祉事業】

障害者支援施設の経営

【第二種社会福祉事業】

- 障害福祉サービス事業の経営
- 特定相談支援事業の経営
- 生計困難者に対する相談支援事業の経営

【公益事業】

- 障害者日中一時支援事業の経営

○はじめに

社会福祉法第 24 条第 1 項「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び透明性の確保を図らなければならない」とあります。また、第 2 項において「社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように務めなければならない」と責務が定められています。

このことから社会福祉法人晴陽会は、自主的・自立的な経営のもと、社会福祉事業を中心とした質の高い福祉サービスを提供するとともに利用者（障害者）一人ひとりの権利と尊厳を守ります。また、地域貢献活動を通して、地域に暮らす人たちから真に信頼される社会福祉法人を目指します。

私たち社会福祉法人晴陽会の役職員は、以下の事項を常に念頭に置き、法人経営にあたります。

□公益性

個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活が送れるよう支援していきます。

□継続性

利用者のニーズの多少に関わらず、個人に必要なきめの細かい福祉サービスを継続して提供していきます。

□透明性

公的な負担（税金）によって行われる事業であることを自覚し、積極的な情報開示、情報提供等を行っていきます。

□倫理性

公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行います。

□非営利性

事業経営で得た成果は、社会福祉事業の発展や地域の生活課題や福祉事業に還元し、地域福祉の充実に努めます。

□開拓性

制度の狭間、制度化されていないニーズに対し、先駆的に対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行います。

□組織性

良質な福祉サービス、地域の課題やニーズに応えられる人材育成及び組織の強化を図っていきます。

□主体性

民間社会福祉法人としての自主性・自立性を発揮し、理事各々が自らの意志、考え、判断によって事業に取り組んでいきます。

□機動性

地域の福祉課題・ニーズ及び制度の変化に素早く対応して行きます。

☆基本方針

1. 利用者支援の充実

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。また、常に利用者の意向や意志を尊重し、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、良質かつ適切な福祉サービス・社会参加・作業活動を提供する。

2. 地域支援と共生社会の構築

地域における多様な課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。また、地域の協議会に積極的に参画し、地域のネットワークを確立する。

3. 健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

財源の負担者である国民から信頼や協力が得られるよう、「見える化」を積極的に推進するとともに、負託に耐えうる組織を確立する。また、公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い経営から健全な財務規律を確立する。

4. 事業継続による生活の確保・維持

緊急時（大規模な感染症発生・災害発生）に、障がい者とその家族等の生活を支える上で欠かせない継続的なサービス提供の構築と、災害発生時に迅速な支援ができる災害支援体制を整備・確立する。

5. 職員の確保・育成・定着と業務効率化

良質な福祉人材の確保に向け「福祉を知る・体験する・情報を得る」手段を講じる。また、「働きがいのある・働きやすい・働き続けられる」職場環境を整える。その上にサービス提供の要となる職員の育成、ICTやAIの利用促進等による効率化を推進し、業務の軽減に取り組む。

6. 計画的な改修・改築・施設整備

利用者の生活状況、機能低下等に応じた設備を充実するとともに、安全で衛生的な環境の整備に取り組む。また、地域貢献の拠点となる場所を整備し、誰でもいつでも立ち寄れる「地域の溜まり場」を創造する。

☆中長期計画

1. 利用者支援の充実

『人権と主体性の尊重』

【長期ビジョン】

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供する。

【中期目標】

○自己決定と選択の尊重

利用者の意見を最大限に取り入れ、適切なアセスメントを行い、利用者にとって最善の利益となる信頼性の高いサービスを提供する。

○権利擁護（適切な支援の推進）

行動制限が日常化することが虐待への第一歩となることを意識し、虐待防止対策強化のため、権利擁護推進委員会において、身体拘束等の適正化を踏まえた指針の整備、研修実施等の取り組みを行う。

○安心安全と事故防止

質の高いサービス提供が利用者の安心・安全の確保につながる。リスクマネジメント委員会により、職員の危機管理の意識と「質」の向上に向けた取り組みを行う。

○快適な生活環境の実現

一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するため、プライバシーの確保、生活環境について検討し、よりよい環境の実現に取り組む。

『サービスの質の向上』

【長期ビジョン】

常に利用者の意向や意志を尊重するとともに、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、計画に沿った良質かつ適切な福祉サービスを提供する。

【中期目標】

○第三者サービス評価の受審及び再受審

福祉サービス第三者評価の再度受審をおこない、問題点を把握しサービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択を資するための情報を提供する。

○個別支援計画の充実

利用者及びその保護者の意向、利用者の適正、障害の特性等を踏まえた個別支援計画の作成と、適切なサービス内容について検討し、利用者が心豊かな生活が送れるよう支援を行う。

○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

事業所ごとの求められる提供サービスに応じた、環境（空間）、設備、人員等を整えるとともに、専門的な知識や高度な技術によるサービスを提供できる環境整備に取り組む。

○食事形態等への個別対応と栄養マネジメント

利用者の咀嚼・嚥下機能に応じて口腔ケア等（歯科衛生士による技術助言）を実施することで機能低下を防ぐとともに、機能にあった食事形態で提供する。また、栄養ケア・マネジメントにより利用者の栄養状態、健康状態の改善に取り組む。

○業務の効率化と専門化

ICT（情報通信技術）、AI（情報技術）、ロボットの利用促進による効率化、業務分担による専門化を行い、直接支援の充実に取り組む。

2. 地域支援と共生社会の構築

『地域貢献』

【長期ビジョン】

地域における多様な地域課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携、協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。また、地域の協議会に積極的に参画し、地域のネットワークを確立する。

【中期目標】

○みやざき安心セーフティネット事業の活用

平成29年度から始まった「みやざき安心セーフティネット事業」の対象者への迅速かつ適切な対応を行う中で、法人間、関係機関との連携を構築し、課題の解決に努める。

また、調整会議等を定期的を開催し、地域の課題を見いだすとともに、生活困難者等への支援を行う。

○西都市社会福祉法人協働型地域貢献支援事業への積極的参画

西都市内の社会福祉法人が協働して地域の問題の解決や生活困難者への支援を行っていくことで、地域共生社会の構築に積極的に関与していく。

○「フリースペースうからや」を通して

地域の資源として活用していただくよう設備面の充実に取り組む。また、緊急時の駆け込み寺的機能を備えるとともに、放課後の児童に対して学習支援も行っていく。

○地域貢献活動の推進

地域における社会資源としての法人機能等の提供。さらに、法人間の連携強化・ネットワークづくりを行い、「地域のために（共に）」に取り組む。

3. 健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

『事業運営の透明性の向上』

【長期ビジョン】

財源の負担者である国民から信頼や協力が得られるよう、「見える化」を積極的に推進する。また、公益性の高い事業活動を推進することで、信頼性・実効性のある組織を構築する

とともに健全な財務規律を確立する。

【中期目標】

○経営状況の公表

WAM ネットやホームページ等を活用して、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組みの実施状況や財務情報等公表が必要な情報について広く地域に発信する。また、苦情相談の内容や福祉サービスに関する自己評価、福祉サービス第三者の結果をホームページに公表し、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組み姿勢を地域にアピールする。

○健全な財務規律

各理事が担当する収支（経営）状況を適切に把握し、収益の確保と健全な支出、将来を見通した計画的な事業運営を行う。

○社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が発生した場合には、適切に社会福祉充実計画を作成し、所轄官庁へ提出する。

○中長期計画に基づく資金計画

中期事業計画・長期事業計画に基づき改修・改築・施設整備等資金計画を作成し、将来を見通した計画的な財務管理を行う。

○理事の業務確立と職務権限の明確化

理事の権限を明確にし、各部署の責任者として事業が健全かつ効率的に運営を行うとともに、課題や問題点の解決を行う。また、福祉サービスの充実、地域課題・ニーズへ対応できる体制を構築する。

○組織機能の確立

理事会、評議員会、理事、監事及び評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業のチェック機能と相互牽制機能を果たす。

○拠点区分ごとの自立した事業実施体制の確立

加算申請から請求の一連の事務と職員の勤怠管理等を拠点区分ごとに確立することで、責任性と主体性の醸成をはかる。

4. 事業継続による生活の確保・維持

『事業の継続』

【長期ビジョン】

感染症や災害の発生時においても、障害者やその家族等及び地域の生活を支えるために、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。

【中期目標】

○感染症対策の強化

「感染リスクとの共存」の意識を持ち、感染症への正しい知識・情報を収集し、マニュアルの策定、職員研修、施設設備等を実施する。

○事業継続に向けた取り組みの強化

事業継続のための事業の優先順位、人員体制の確保、備蓄物資等をBCP策定で明確にするとともに、的確な避難所運営のための訓練等を行っていく。

○職員へのメンタルヘルス支援

非常災害時に対応する職員のために、法人内の応援体制の確立、衛生用品備蓄による安全な環境、産業医との連携強化等による負担の軽減を整備する。

『非常災害対策の強化』

【長期ビジョン】

自治体や多様な組織・関係者、地域住民と連携し、災害支援ネットワークの構築に取り組む。さらに、災害時に宮崎県災害支援ネットワークの職員応援派遣等の協力体制の構築に取り組む。

【中期目標】

○非常災害対策・地域との連携強化

非常災害対策（計画策定、関係機関との連携、避難訓練等の実施等）を構築し、地域との連携強化のため、地域住民参加型の訓練を実施する。

○DWA T登録

事業継続と共に地域・災害要支援配慮者への対応が求められており、被災地・避難所等への福祉的支援できる人材育成・体制構築としてDMA T登録を進める。

5. 職員の確保・育成・定着と業務効率化

『職員確保・育成・定着』

【長期ビジョン】

良質な福祉人材の確保に向け様々な採用手段を講じる。また、働きがいのある、魅力ある職場、働きやすい職場環境を整える。その上にサービス提供の要となる職員の育成に取り組む。

【中期目標】

○人材の確保

ホームページ、パンフレット等での採用広告と説明会等への参加を通して幅広い層からの人材を募るとともに、法人の理念や地域貢献等の「見える化」を行うことで、社会的信頼の高い「おらが町の社会福祉法人」を目指す。さらに、社会の働き方の変化へ対応していく。

○人材の育成

法人の理念や方針を明確化し、体系的な研修の機会を確保し、必要なスキル・意識を習得できる研修計画に取り組む。また、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みの確立により、将来像を描ける職場づくりを進める。

○人材の定着

労働災害（メンタルヘルス、腰痛防止等）やハラスメント防止策の職場環境、職員間で

「認めあう・感謝しあう」コミュニケーション環境を持つ職場づくりを行い、仕事と生活の両立ができる「働きやすい職場づくり」に取り組む。

○業務の効率化

ICTによる支援記録の時間削減、情報分析・共有等によるサービスの質の向上と、ロボットセンサーによる利用者に安全で行動制限に配慮したサービスの提供のため導入を検討・推進する

6. 計画的な改修・改築・施設整備

中長期計画に基づき、以下の修繕等を行う。

【うからの里】

西館浴室の改修（令和3年度）

東館屋上補修工事（令和3年度）

全室個室または2人室への改修（5年後）

【高鍋事業所】

就労継続支援B型事業所の移設及び作業見直し（令和3年度）

【うからや】

「フリースペースうからや」の建て替え及び就労継続支援B型の併設（令和3年度）

グループホームの併設（令和4年度に向けて）

令和3年度

年度事業計画（案）

社会福祉法人 晴陽会

社会福祉法人晴陽会中長期計画を基に、令和3年度の法人の取組事項は以下の通りとする。

【取組事項】

1 利用者支援の充実

『安心・安全・人権の尊重』

○自己決定と選択の尊重

利用者の意見を最大限に取り入れ、適切なアセスメントを行い、利用者にとって最善の利益となる信頼性の高いサービスを提供する。

○権利擁護（適切な支援の推進）

行動制限が日常化することが虐待への第一歩となることを意識し、虐待防止対策強化のため、権利擁護推進委員会において、身体拘束等の適正化を踏まえた指針の整備、研修実施等の取り組みを行う。

○安心安全と事故防止

質の高いサービス提供が利用者の安心・安全の確保につながる。リスクマネジメント委員会により、職員の危機管理の意識と「質」の向上に向けた取り組みを行う。

○快適な生活環境の実現

一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するため、プライバシーの確保、生活環境について検討し、よりよい環境の実現に取り組む。

『サービスの質の向上』

○第三者サービス評価の受診及び再受審

福祉サービス第三者評価の再度受審をおこない、問題点を把握しサービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択を資するための情報を提供する。

○個別支援計画の充実

利用者及びその保護者の意向、利用者の適正、障害の特性等を踏まえた個別支援計画の作成と、適切なサービス内容について検討し、利用者が心豊かな生活が送れるよう支援を行う。

○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

事業所ごとの求められる提供サービスに応じた、環境（空間）、設備、人員等を整えるとともに、専門的な知識や高度な技術によるサービスを提供できる環境整備に取り組む。

○食事形態等への個別対応と栄養マネジメント

利用者の咀嚼・嚥下機能に応じて口腔ケア等（歯科衛生士による技術助言）を実施するこ

とで機能低下を防ぐとともに、機能にあった食事形態で提供する。また、栄養ケア・マネジメントにより利用者の栄養状態、健康状態の改善に取り組む。

○業務の効率化と専門化

ICT（情報通信技術）、AI（情報技術）、ロボットの利用促進による効率化、業務分担による専門化を行い、直接支援の充実に取り組む。

2 地域支援と共生社会の構築

○みやざき安心セーフティネット事業の活用

平成29年度から始まった「みやざき安心セーフティネット事業」の対象者への迅速かつ適切な対応を行う中で、法人間、関係機関との連携を構築し、課題の解決に努める。

また、調整会議等を定期的を開催し、地域の課題を見いだすとともに、生活困難者等への支援を行う。

○西都市社会福祉法人協働型地域貢献支援事業への積極的参画

西都市内の社会福祉法人が協働して地域の問題の解決や生活困難者への支援を行っていくことで、地域共生社会の構築に積極的に関与していく。

○「フリースペースうからや」を通して

地域の資源として活用していただくよう設備面の充実に取り組む。また、緊急時の駆け込み寺的機能を備えるとともに、放課後の児童に対して学習支援も行っていく。

3 健全な財務規律の確立と実効性のある組織体制の構築

○経営状況の公表

WAM ネットやホームページ等を活用して、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組みの実施状況や財務情報等公表が必要な情報について広く地域に発信する。また、苦情相談の内容や福祉サービスに関する自己評価、福祉サービス第三者の結果をホームページに公表し、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組み姿勢を地域にアピールする。

○健全な財務規律

各理事が担当する収支（経営）状況を適切に把握し、収益の確保と健全な支出、将来を見通した計画的な事業運営を行う。

○社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が発生した場合には、適切に社会福祉充実計画を作成し、所轄官庁へ提出する。

○中長期計画に基づく資金計画

中期事業計画・長期事業計画に基づき改修・改築・施設整備等資金計画を作成し、将来を見通した計画的な財務管理を行う。

○理事の業務確立と職務権限の明確化

理事の権限を明確にし、各部署の責任者として事業が健全かつ効率的に運営を行うとともに、課題や問題点の解決を行う。また、福祉サービスの充実、地域課題・ニーズへ対応できる体制を構築する。

○拠点区分ごとの自立した事業実施体制の確立

加算申請から請求の一連の事務と職員の勤怠管理等を拠点区分ごとに確立することで、責任性と主体性の醸成をはかる。

4 事業継続による生活の確保・維持

○感染症対策の強化

「感染リスクとの共存」の意識を持ち、感染症への正しい知識・情報を収集し、マニュアルの策定、職員研修、施設整備等を実施する。

○事業継続に向けた取り組みの強化

事業継続のための事業の優先順位、人員体制の確保、備蓄物資等をBCP策定で明確にするとともに、的確な避難運営のための訓練等を実施する。

○非常災害対策・地域との連携強化

非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練等の実施等）を構築し、地域との連携強化のため、地域住民参加型の訓練を実施する。

○DWA T登録

避難所・自宅避難の要配慮者への福祉支援が重要となっている。社会福祉法人を中心に組織されている「災害派遣福祉チーム（DWA T）」への登録を進める。

5 職員の確保・育成・定着と業務効率化

○人材の確保

ホームページ、パンフレット等での採用広告と説明会等への参加を通して幅広い層からの人材を募るとともに、法人の理念や地域貢献等の「見える化」を行うことで、社会的信頼の高い「おらが町の社会福祉法人」を目指す。

○人材の育成

法人の理念や方針を明確化し、体系的な研修の機会を確保し、必要なスキル・意識を習得できる研修計画を行う。また、資格取得への支援、キャリアパスの仕組みの確立により、将来像を描ける職場づくりを進める。

○人材の定着

労働災害（メンタルヘルス、腰痛防止等）やハラスメント防止策の職場環境、職員間で「認めあう・感謝しあう」コミュニケーション環境を持つ職場づくりを行い、仕事と生活の両立ができる「働きやすい職場づくり」に取り組む。

6 計画的な改修・改築・施設整備

【うからの里】

西館浴室の改修（令和3年度）

東館屋上補修工事（令和3年度）

全室個室または2人室への改修（5年後）

【高鍋事業所】

就労継続支援 B 型事業所の移設及び作業見直し（令和 3 年度）

【うからや】

「フリースペースうからや」の建て替え及び就労継続支援 B 型の併設（令和 3 年度）
グループホームの併設（令和 7 年度に向けて）

令和3年度

総務部事業計画

社会福祉法人 晴陽会

令和3年度事業計画

総務部・総務課

【基本方針】

社会福祉法人として「公益性」を発揮し、使命を果たし、その存在を国民に理解いただくためにはどのような営みが必要か、という観点で整理し、総務部として果たすべき役割の推進として、健全な財務規律の確立と、法人が主体性をもち自律的な経営ができるよう将来を見通した計画的な財務管理を行う。また、ホームページ等を活用し経営情報の公表と地域から信頼される情報発信に取り組む。

【業務推進の課題と解決に向けた方向性】

□『健全な財務規律の確立』

法人直下の部署であることを認識し、法人全体の運営にも視野を広げ、担当職員が協力体制を取り、正確かつ組織的に事務処理を行う。情報を共有し、会計基準を遵守した財務体質の強化を図る。関係部署との連携を強化し、計画的な予算執行並びに効率かつ迅速な支出を進める。

○取組事項

- ・情報公表をWAMネットやホームページ等により積極的に公表する
- ・会計責任者および担当者が、社会福祉法人会計基準等に関する必要かつ十分な知識の習得の為、研修等に参加する。
- ・会計処理に関する、業務分掌や職務権限を明確にし、適正な会計処理を行う。
- ・会計事務所による定期的な確認を実施する
- ・各理事が担う部署へ経営状況の報告を実施する。
- ・中長期計画に基づく財務管理を行う。

□「人材定着に向けた取組の強化」

福祉サービスの継続と発展の為、働き甲斐のある、魅力ある職場づくりを目指す。労働関係法令の遵守と適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保し、快適な環境づくりを推進する。また、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境作りを推進する。

○取組事項

- ・採用ツール（ポータルサイト等）の活用
- ・適切な労務管理の為の研修等に参加する。
- ・ワークライフバランスを確立させ働きやすい環境を整えるため、時間外労働の削減を実施する。
- ・職場環境の自己点検と課題を明確にするため、コミュニケーションの場を定期的に設

ける。

□『効果的な広報戦略の推進』

法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や理解が必要不可欠である。“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進すると共に、義務化された経営情報の閲覧・公表を様々な媒体を通し、確実にいき、透明性の高い法人経営を確立する。

福祉人材確保・育成・定着に向けた取組を強化していくために、効果的な広報戦略とあわせて福祉の職場に対するイメージアップを図るとともに、法人が行う社会福祉事業、地域における公益的取組等さまざまな事業内容について情報発信する。

○取組事項

- ・パンフレットの見直し
- ・地域貢献として地域における活動をホームページで発信する。
- ・事業計画や資金計画を立案し、その事業実施について積極的な情報発信を行う。
- ・サービスに関する苦情・相談や、第三者評価結果等の内容と改善・対応状況について関係者や地域に公表する。
- ・賃金以外の処遇改善（研修、労働環境、子育て両立等）に関する具体的な取組内容を周知する。

□『資質向上と業務改善』

職員の成長の方向性を明確にする、職群別役割資格制度要綱が見直しされたことにあわせ、役割と職務業務内容を目標とした育成に取り組む。また、会計や労務管理等の知識やスキル向上だけでなく、組織のルールや職場の人間関係、また福祉の仕事に携わる者としての倫理観の醸成等も含めた、総務課全体の資質向上を図る。

○取組事項

- ・キャリア形成や能力開発を行う為の各種教育・研修の実施を行う。
- ・主体的、自律的なリーダーの育成を強化する。
- ・主任のマネジメント能力の向上に取り組む。
- ・システムを活用し、統一した業務を実施する。（会計処理伴う業務全般）

令和 3 年度

社会福祉法人 晴陽会

入所支援部事業計画

入所支援

生活介護

短期入所

令和3年度事業計画

入所支援部

1. 利用者支援の充実

☆基本方針

利用者にとって最善の利益となるサービスの提供を行う。そのため、すべての職員が専門性の向上を図り、利用者の人格を尊重し、利用者の意見を最大限に取り入れる。

○取組事項

(1) 意思決定支援

「可能な限り利用者が意思決定できる」ことを支援する。
必要な情報の説明は、利用者が理解できるように工夫して行う。
利用者の意思を尊重しようとする態度で接する。

(2) 個別支援計画

アセスメントを大切にする。
利用者の生活が充実し、本人が求める目標があること。

(3) 利用者に承諾を得る

利用者に説明を行い、承諾を得てから支援を行う。
職員のタイミングでの支援を行わない。

(4) 「選択」と「体験」

「選ぶ」ことができるように、日常的に選択の機会を設ける。また、新たな体験を行うことにより環境に影響されにくい経験値をつくる。

2. サービスの向上

☆基本方針

サービスとは利用者を中心になければならない。利用者にとって質の高いサービスとは何か。「ふつうの 暮らしを しあわせに」を意識してサービス提供をおこなう。

○取組事項

(1) 直接支援の確保

必要な人員の確保による、適正な配置を行う。
直接支援を中心とした業務分担、ICT導入を進める。

(2) 職員間の共通認識

個別支援計画の支援内容と目標を理解し統一した支援を行う。
各棟、各班の活動目的を理解し、利用者中心を意識する。

(3) 利用者への安心・安全

センサー導入による安全な環境の確保。
事故報告・ヒヤリハットの検証による再発防止への取り組み。

- (4) 第三者サービス評価の再受審
再受審をおこない、問題点を把握しサービスの質の向上と情報提供を行う。

3. 人権の擁護

☆基本方針

利用者への行動制限を行うことが虐待への第一歩となることを意識し、適切な支援の推進に取り組む。また、身体拘束についての研修等を実施し、虐待防止・権利擁護と同等の意識を持てるようにする。

○取組事項

- (1) 身体拘束の理解
物理的拘束・薬物拘束・言葉による拘束を理解する。
身体拘束時の説明・期間設定・内容（手段）・記録を徹底する。
- (2) 権利擁護の研修実施
全職員対象の虐待防止・権利擁護研修を実施する。
職員会議で事例検討の場を設ける。
- (3) 利用者の人格尊重
自分の言葉かけ・支援（行動）を客観的にみて改善する。
施設は、利用者の「生活の場」であることを意識する。
- (4) 権利擁護推進委員会の設置
虐待の未然防止に取り組む。
職員のメンタルヘルス・苦情解決に取り組む。

4. 職員としての自覚

☆基本方針

利用者支援を行うためには、職員のチーム力が必要である。その為には、職員がお互いに感謝しあうことが大切である。次に、自分のポジションで求められていることを理解し、横・縦の関係性を意識して取り組むことである。

○取組事項

- (1) 目的を理解する
「なぜやる必要があるのか」を理解する。「その目的は何か」。
指示・伝達は、「理由と目的」を必ず説明すること。
- (2) 自覚と習得
福祉専門職としての自覚と専門技術の習得のための資格取得を支援する。
職務遂行に必要な研修を計画的に受講する。
- (3) チームを意識
支援はチーム力が必要。その為にはお互いを理解・感謝する。

利用者を中心に置いた支援会議を行う。

5. 働きやすい職場環境

☆基本方針

「職員を大切にできる職場」であること。仕事と生活が両立できる「働きやすい職場」であること。

○取組事項

(1) ハラスメント防止

職員間で「認めあう・感謝しあう」コミュニケーション環境を持つ職場をつくる。自分の「こうあるべき」を見直そう。相手と話し合おう。

(2) 労働災害防止

福祉機器の活用による職員の腰痛防止に取り組む。
ストレス、悩み、不安感からの小さな変化に気づき合う職員関係。気づきから早期対応につなげるメンタルヘルスに取り組む。

(3) ワークライフバランス

会議・業務等において時間を意識した働き方（時間管理）に取り組む。
休暇制度、勤務体制による柔軟な働き方への対応

(4) 職場環境

職場の雰囲気は自分も作っているという意識を職員一人ひとりが持つ。

6. 社会への参加・地域とのかかわり

☆基本方針

利用者の他事業所との交流、地域資源の活用等による社会参加を活動内容に取り入れ、地域との関わりが生活にある環境作りを行う。

○取組事項

(1) 活動の新たな展開

自分たちから地域への関わりを持っていく。
ICT活用による新たなかかわりに取り組む。

(2) 地域住民と共に

地域の方に利用者の活動（姿）が見える。地域に見守られる環境。
地域の環境美化・環境整備に取り組む。地域への感謝の気持ちを持つ。

(3) 施設資源を地域社会へ

地域と協力した防災訓練の実施。
職員の知識・技術を出前講座等による地域への還元。

7. 健康管理と感染対策

☆基本方針

重度・高齢化が進む中で、利用者の健康管理（口腔ケア、食事提供等）の重要性への対応と、新型コロナウイルス等の感染症への「持ち込まない」対策をおこない、利用者の生活の安全確保に取り組む。

○取組事項

（1）看護課の設置

利用者支援に合わせた勤務体制・人員配置の取り組みを行う。
支援員、栄養士との連携による健康管理への対応。

（2）感染症対策

「持ち込まない」「拡げない」ための環境整備を徹底する。
手指消毒、手洗い、うがい、マスク着用を徹底する。

（3）新型コロナウイルス

ワクチン接種への準備・対応を行う。
利用者・ご家族への丁寧な説明を行い、承諾を得る。

令和3年度

社会福祉法人 晴陽会

通所支援部事業計画

うからの里高鍋事業所
せろり

令和3年度事業計画

通所支援部

1. 利用者支援の充実

☆基本方針

利用者支援の充実とは・・・すばらしい個別支援計画に沿った良質なサービス提供で
きればよいのだが・・・すばらしい個別支援計画とはどんなものか、良質なサービスとは
どのような支援なのかがわからない。まずは利用者と真剣に付き合うことから始めよう。

○取組事項

- (1) 意思決定と権利擁護
意思決定⇒「私の意思は他人には分らない」を前提に取り組もう。
権利擁護⇒障がい者と思わずに付き合おう。
- (2) 個別支援計画
達成できる目標と支援計画、結果が見える支援を行なおう。
- (3) 事故防止
事故につながる要因を見つけよう。たくさんヒヤリハットを書こう。
- (4) 感染症対策
手洗い、うがい、手指消毒にマスク着用を徹底しよう。汚物処理のマニュアル
は絶対身につけよう。
- (5) 心のこもった支援
同じ目線で、笑顔で仕事しよう。

2. サービスの向上

☆基本方針

サービスの向上と言っても広範囲・多岐にわたる。まずは評価を受け、どこができて
いないのかを自覚しよう。同時に苦情や要望が言いやすい関係をつくろう。

○取組事項

- (1) 障がい福祉サービス第三者評価の受審
コロナ禍を言い訳にして取り組まなかった「障がい福祉サービス第三者評価」を
受審しよう。
- (2) 苦情・要望への対応
苦情を解決することはサービスの向上に直結します。苦情や要望は「お客様の声」
として真摯に受け止め、同じ苦情を受けないようにしよう。

3. 職員の成長

☆基本方針

人が成長するために必要なのは、経験する、学ぶ、考える、判断すること。そして、信頼しよう。

○取組事項

(1) 安全（管理）と信頼（任せる）

「管理」することと「任せる」こと、どちらが成長するか。本年度は「任せる」ことに重きをおこう。

(2) 「考える」「判断する」

何ごとも自分事として考え、答えを出して試みるのが大事。考えることなしに主体性は芽生えない。

(3) 職群別役割資格制度

平成 15 年に開始した職群別役割等級制度（人事考課制度）を見直す。役割と業務内容を明確にするとともに、職務遂行に必要な研修等を受講する制度に変更する。

4. 働きやすい職場

☆基本方針

コミュニケーションと笑顔で、明るい職場をつくる。

○取組事項

(1) ノンハラスメント

「いじめ」「嫌がらせ」はダメ。「思いやり」と「配慮」をもって。

(2) 助け合って

ひとりで抱え込まない。仲間を頼ってみよう。協力して早く帰ろう。

(3) 笑顔で支援

「笑顔」の方が楽しいし、支援される側は嬉しいです。

5. 加算申請から請求事務及び勤退管理

☆基本方針

これまで総務部を中心に行ってきた、請求事務、勤退管理等を事業所で責任もって行うことで、効率化と主体性の醸成をはかるとともに事業所として自立していく。

(1) 請求事務

毎月 5 日までに請求仮審査を受けよう。サビ管だけが行うだけでなく、主任もできるようになろう。

(2) 出退勤管理

出勤・退勤の時間、超勤・休暇申請については主任に裁量をもたせよう。職員も自分自身の出退勤と休暇を管理しよう。

6. 目標工賃の設定

☆基本方針

工賃は利用者にとって賃金です。高い方が嬉しい。売上アップのための工夫をしよう。

- (1) 目標工賃 16,000 円/月
目標工賃達成に向けて、知恵を出し合おう。
- (2) 作業の見直し
アイデアを出し合って「うから made」を確立しよう。

7. 就労支援B型事業の移転

☆基本方針

「フリースペースうからや」の老朽建て替えに併せて、就労継続支援 B 型事業所を併設する。

- (1) 移転することでの問題点と解決に向けての検討を行う。
ハード面とソフト面の双方から考えよう。
- (2) 新たな取り組みについて検討を行う。
新たな事業所で新たに何かできないか考えよう。

8. 共同生活援助

☆基本方針

グループホームは利用者にとって家です。家のもつ機能は何なのか、今一度考えてみましょう。

- (1) 障がい福祉サービス第三者評価の受審
二度と虐待が起こさないために、今の支援をチェックしよう。
- (2) 安心、安全、清潔、楽しみ、プライバシーの保証
私達と同じような生活が送れるよう支援していこう。
- (3) ショートステイの受け入れ
安心して預けられる（ステイできる）ホームになろう。

令和3年度

社会福祉法人 晴陽会

地域福祉部事業計画

フリースペースうからや

相談支援事業所

共同生活援助事業所

令和3(2021)年度 事業計画

地域福祉部

【基本方針】

地域福祉部は、法人が示した基本的な方向性に基づき所管する事業の適切な運営に努めるとともに、地域貢献を積極的に推進していくことで地域社会に信頼され、必要とされる社会福祉法人として広く認知されるよう、法人組織の先頭に立って努力しなければならない。また、所管する事業の推進と地域福祉・地域貢献活動等を通して地域のニーズや法人に期待される役割を明確化するだけでなく、それらの活動を通して入手・分析した情報等を組織にフィードバックさせていくことで、法人全体の今後の運営方針の策定につなげていくという機能の発揮が求められている。

今回、障害福祉サービスの報酬改定が行われ、運営基準等の一部を改正する省令が公布されたことを受け、改定内容やその趣旨を生かした事業の運営に心がけていく。

【地域福祉部が所管する事業】

特定相談支援事業

- ⇒ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所「うから」
- ⇒ 指定一般相談支援事業所「うから」

共同生活援助事業

- ⇒ 指定共同生活援助事業所「かすみそう」(かすみそう・つばき寮)
- ⇒ 指定共同生活援助事業所「パセリ」
- ⇒ 指定共同生活援助事業所「わかば寮」

生計困難者に対する相談支援事業

- ⇒ 宮崎県社会福祉協議会を実施主体とする「みやざき安心セーフティネット事業」への参画

【地域福祉部における事業活動内容】

- 1 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所「うから」及び指定一般相談支援事業所「うから」の適切な運営
 - (1) 信頼関係の構築
 - ・ 利用者や家族等との信頼関係を念頭に置いた相談の受付と利用者や家族等の意向を反映した計画の立案を行う。
 - ・ 利用者の情報を共有するとともに、法制度に基づいた計画相談に係る業務を推進する。

- ・ 西都児湯地区全域（西都市・都農町・木城町・高鍋町・川南町・新富町）を対象とした「相談支援事業委託契約」に基づく一般相談を推進する。
- ・ 定期的な情報交換の場を設定し、情報の共有共通理解を行うとともに連携した業務施行を行う。

(2) 関係機関との連携

- ・ サービス提供事業所や行政機関等、関係機関との連携に向け諸会議（専門部会等）へ積極的に参加するとともに連携を図る。
- ・ 困難事例への対応として、異業種を含めた利用者支援体制を構築する。

(3) 地域相談支援（地域移行・地域定着）

- ・ 地域相談支援の業務内容の共通理解を図り、分担を明確にして業務遂行を行う。
- ・ 精神病院・入所施設と連携し、退院・退所後の地域生活への移行に向けた支援を行う。
- ・ 居家で単身等で生活している障害者等と連絡体制を確保し、緊急時の訪問及び必要な支援を行う。
- ・ 自立生活支援事業を視野に入れた業務の構築を行う。

(4) 事業の継続

- ・ 災害発生時においても ICT を活用した相談業務の遂行、会議の開催ができる体制を構築する。

2 指定共同生活援助事業所「かすみそう」「パセリ」「わかば寮」の適切な運営

(1) 信頼関係の構築

- ・ 法制度に基づいた共同生活援助事業に係る業務を確実に遂行する。
- ・ 利用者及び家族との信頼関係に基づく個別支援計画の作成と権利擁護を意識したサービスの提供を行う。
- ・ 金銭管理マニュアルによる適切な金銭管理を行うとともに、利用者に対する説明責任を果たす。

(2) 利用者に寄り添ったサービスの提供

- ・ 支援員と世話人の業務を明確にし、共通理解に立った質の高いサービスを提供する。
- ・ 利用者が安心して生活できる環境づくりと GH を設置する地域との良好な関係づくりを行う。
- ・ 利用者の重度高齢化を念頭に置いた健康管理と中長期的展望に基づくライフステージを検討する。
- ・ 研修会及び定期的な世話人会を通して、世話人に対する人権擁護の意識の高揚を図る。

(3) 緊急時への対応及び感染症対策

- ・ 緊急時や災害時等への適切な対応のためのマニュアルの改善と訓練の実施による体制の確立を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。
- ・ 感染予防のための日常的な消毒の徹底及び嘔吐物処理キットの常備を行う。

3 生計困難者に対する相談支援事業（みやざき安心セーフティネット事業）の適切な運営

- ・ 民生委員（児童委員）や区長、学校、保育所等との連携協力体制の構築を図り、生活困窮者の把握に努める。
- ・ 社会福祉協議会や福祉事務所等と緊密に連携し、迅速且つ適切な相談支援活動を行うとともに安定した生活や他制度に基づくサービス提供に至るまでの継続的な支援を行う。
- ・ 適切な支援（経済的援助）につなげるための記録の整備と適切な管理を行う。

4 地域のニーズに即した行事の開催と「フリースペース」の積極的開放

- ・ 夏と冬の長期休業中の児童を対象とした学習会を、学校・地域と連携して開催する。
- ・ 地域住民の主体的な活動の場としての積極的な開放とサークル活動への活用促進及びそれを可能とする設備環境の充実を行う。（休日利用促進、利用団体代表社会の開催）
- ・ フリースペースの展示物、掲示物を工夫するなど環境整備を行い、活動しやすい環境を作るとともに、情報発信の場とする。

5 地域のニーズの掘り起こしとそれに応える地域貢献の推進

- ・ 相談活動や地域住民や区長、民生委員等との連携による情報収集と地域のニーズの発掘を行うとともに、法人に対する発信を行う。
- ・ 地域ニーズに即した地域貢献のあり方（学習支援、法人版フードバンクの創設、子ども食堂、不用品の回収と無償提供等）を模索する。

6 働きやすい職場づくり

- ・ 地域福祉部会の開催に向けて日程調整を行い全職員が出席できる態勢をとるとともに、事前に資料を配付し、内容の充実を図る。
- ・ 相談支援事業と共同生活援助事業の業務の相互理解と所属職員間の情報共有により、連携した業務遂行を目指す。
- ・ GH 世話人を含めた職員間の意見交換の場を定期的に設定し、相互理解、連携を深めることで、働きやすい職場づくりに努める。
- ・ フリースペース建て替え工事に向けた職員の駐車場の確保等負担軽減を行う。